

事 業 計 画 書 目 次

[こども青少年局]

6款3項2目 こども家庭福祉費

(単位:千円)

計画 書頁	事 業 名	令和8年度		令和7年度		増△減(8-7)		新規 ・ 拡充
		総額	一財+市債	総額	一財+市債	総額	一財+市債	
144	こども福祉諸費	10,040	10,040	10,040	10,040	0	0	
145	里親推進事業	60,196	30,098	60,196	30,098	0	0	○
146	児童虐待防止啓発地域連携事業	154,657	117,588	152,967	110,150	1,690	7,438	○
147	児童福祉事業諸費	3,613	3,092	5,222	5,169	▲ 1,609	▲ 2,077	○
148	女性相談保護事業	203,101	129,177	190,935	117,210	12,166	11,967	
149	女性緊急一時保護施設等補助事業	50,338	30,826	50,338	30,826	0	0	
150	ひとり親家庭等自立支援事業	764,859	242,269	716,870	239,949	47,989	2,320	○
152	虐待・思春期間問題情報研修センター運営費	809,086	0	760,365	0	48,721	0	
153	社会的養護自立支援拠点事業	79,221	23,061	80,781	23,061	▲ 1,560	0	
155	特別乗車券交付事業 (民営バス、金沢シーサイドライン)	438,220	438,220	457,379	457,379	▲ 19,159	▲ 19,159	
156	こどもの権利擁護体制整備事業	563,944	200,483	486,241	170,302	77,703	30,181	○
157	こども家庭相談事業	199,031	198,131	185,073	156,975	13,958	41,156	
158	区における相談支援強化事業	158,419	132,919	129,743	90,921	28,676	41,998	○
159	ヤングケアラー支援事業	24,577	16,578	33,135	21,987	▲ 8,558	▲ 5,409	
160	妊娠婦・乳幼児にかかる災害対策事業	10,550	10,550	6,600	6,600	3,950	3,950	○
161	障害児通所支援事業	28,228,603	7,199,953	25,326,673	6,448,927	2,901,930	751,026	○
162	障害児制度運営事業	96,676	82,705	49,359	49,359	47,317	33,346	○

163	障害児医療連携支援事業	83,004	65,961	72,222	69,543	10,782	▲ 3,582	○
165	訓練・介助器具助成事業	13,939	13,939	13,312	13,312	627	627	
166	障害児地域訓練会運営費助成事業	71,648	45,139	73,996	53,089	▲ 2,348	▲ 7,950	
167	学齢後期障害児支援事業	234,879	147,981	234,370	121,748	509	26,233	
168	身体障害者奨学金支給事業	3,527	3,527	6,412	6,412	▲ 2,885	▲ 2,885	
169	こどもの人権を守るための環境整備事業（障害児通所支援等）	30,000	10,100	30,000	10,100	0	0	
	計	32,292,128	9,152,337	29,132,229	8,243,157	3,159,899	909,180	

令和8年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	こども家庭課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	1
歳出予算科目	一般会計	6 款 3 項	2 目	政策群番号	99	施策群番号 90
事業名称	こども福祉諸費					

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和8年度	10,040	0	0	0	0	10,040
令和7年度	10,040	0	0	0	0	10,040
増▲減	0	0	0	0	0	0

歳出	令和5年度	令和6年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
予算	事業費	10,351	10,040	10,040	10,040
	市債+一般財源	10,351	10,040	10,040	10,040
決算	事業費	10,484	8,821	10,040	10,040
	市債+一般財源	10,484	8,821	10,040	10,040

事業概要 (アクティビティ)	こども福祉保健部内の事務にかかる諸経費							
事業指標① (アウトプット)	年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
	単位	目標						
		実績						
事業指標② (アウトカム)	年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
	単位	目標						
		実績						
事業目的	こども福祉保健部内の事務にかかる諸経費を集約して執行することで効率的な運用を図ります。							
背景・課題	事務にかかる諸経費のため、財源創出の取組に基づき歳出改革の検討を行います。							
根拠法令・方針決裁等	一							
根拠・データ等	一							
事業スケジュール	通年							
事業開始年度	令和4年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称	8年度	7年度	差引(増減)	増減説明
	1 こども福祉諸費	10,040	10,040	0	
	細事業合計	10,040	10,040	0	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、 公正・適正に作成しました。	課長	藤浪 博子	係長	新谷 祐樹	
--	----	-------	----	-------	--

令和8年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	こどもの権利擁護課	新規拡充	■ 新規	■ 拡充	事業評価書番号	2
歳出予算科目	一般会計	6 款 3 項	2 目	政策群番号	04	施策群番号	09
事業名称	里親推進事業						

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和8年度	60,196	30,098	0	0	0	30,098
令和7年度	60,196	30,098	0	0	0	30,098
増▲減	0	0	0	0	0	0

歳出	令和5年度	令和6年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
予算	事業費	52,829	53,340	63,000	326,000
	市債+一般財源	26,414	26,671	31,500	163,000
決算	事業費	33,994	49,074		163,000
	市債+一般財源	17,802	22,905		

事業概要 (アクティビティ)	里親制度を広く理解してもらうための普及啓発、新たに里親になっていただく方を増やすための広報活動、里親認定・登録のための研修、子どもを受け入れている里親家庭を支援するための研修や交流サロン、相談支援等の事業を行います。							
事業指標① (アウトプット)	年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
委託児童（里親+F H）	単位	目標	140	162	163	180	204	225
	人	実績	140	162				
事業指標② (アウトカム)	年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
里親等委託率（里親 ／施設）	単位	目標	26.9	28.3	24.2	26.7	30.4	33.5
	%	実績	20.7	24.8				
事業目的	里親制度は、社会的養護を必要とする児童を家庭で養育し、健全な育成を支援する児童福祉法に定められた制度です。本市では、社会的養育を必要とする数を見込み、家庭養育の確保に取り組むため、「横浜市社会的養育推進計画（令和7年度～令和11年度）」を作成しました。今後、より一層里親委託を進めるために、制度理解を深めるための広報啓発活動、子どもたちの背景を理解し、支えることのできる里親の確保及び育成、里親家庭における養育環境の充実を図ります。							
背景・課題	平成28年6月に改正された児童福祉法では、虐待などの理由で児童が家庭で適切な養育を受けられない場合、家庭と同様の環境で養育を行う家庭養護の推進が明確に規定されました。改正法を受け、平成29年3月には国の里親支援事業要綱及び里親委託ガイドラインが改正されました。また、平成29年8月に示された「新しい社会的養育ビジョン」では特別養子縁組や里親制度のさらなる充実強化が求められています。							
根拠法令・方針決裁等	児童福祉法第6条の4・第27条第1項第3号、横浜市社会的養育推進計画（令和7年度～令和11年度）、横浜市里親家庭養育運営要綱等							
根拠・データ等	<p>【令和7年3月末現在】 里親登録数：288世帯（うち、養育218（専門3含む）、親族2、養子縁組68） 委託児童数：127人（うち、養育116、専門3、親族4、養子縁組4） 受託里親数：108世帯（うち、養育95、専門1、親族2、養子縁組10）</p> <p>【令和6年度実績】 新規登録数：26世帯 制度説明会開催回数：7回 制度説明会参加数：103人</p>							
事業スケジュール	<p>平成14年度 里親制度の運営について（厚生労働省） 平成23年度 里親委託ガイドライン（厚生労働省） 平成27年度 横浜市社会的養育里親の愛称決定「よこはまポートファミリー」 平成28年度 児童福祉法一部改正「家庭養育優先の理念」が規定 平成29年度 新しい社会的養育ビジョン（厚生労働省） 令和2年度 「横浜市社会的養育推進の基本的な方針」を策定 令和7年度 「横浜市社会的養育推進計画」を策定</p>							
事業開始年度	平成14年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称		8年度	7年度	差引(増減)	増減説明
	1	里親推進事業	60,196	60,196	0	
	細事業合計		60,196	60,196	0	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、 公正・適正に作成しました。	課長	係長	
	真館 裕子	原田 夏美	

令和8年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	子どもの権利擁護課	新規拡充	□ 新規 ■ 拡充	事業評価書番号	3
歳出予算科目	一般会計	6 款 3 項	2 目	政策群番号	04	施策群番号 09
事業名称	児童虐待防止啓発地域連携事業					

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和8年度	154,657	35,856	811	402	0	117,588
令和7年度	152,967	39,749	2,713	355	0	110,150
増▲減	1,690	▲3,893	▲1,902	47	0	7,438

歳出	令和5年度	令和6年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
予算 事業費	97,125	141,297	154,657	154,657	154,657
市債+一般財源	62,236	95,992	117,588	117,588	117,588
決算 事業費	99,447	118,535			
市債+一般財源	58,077	81,281			

事業概要 (アクティビティ)	児童虐待防止に関する広報・啓発を行うとともに、地域における児童虐待防止のためのネットワークづくり、人材育成を推進する。							
事業指標① (アウトプット)	年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
個別ケース検討会議	単位	目標	1813	1879	1966	1983	1999	2013
	回	実績	1942	1723				
事業指標② (アウトカム)	年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
虐待死の根絶	単位	目標	0	0	0	0	0	0
	人	実績	2	2				
事業目的	「横浜市子供を虐待から守る条例」に基づき、こどもに対する体罰等の禁止、虐待防止に関する、広報、啓発を行うとともに、関係機関の虐待理解促進や人材育成を行い、地域における児童虐待防止ネットワークを強化していきます。また、各区要保護児童対策地域協議会（要対協）の事務局機能や関係機関との連携を更に強化し、虐待を未然に防止するとともに、児童虐待の早期発見と適切な対応を行うために、要保護児童等進行管理台帳システムにより、進行管理を円滑に行います。							
背景・課題	本市では児童虐待の相談対応件数が年々増加傾向にあり、また、虐待事案が複雑化、重篤化しているなかで、社会状況に即した更なる児童虐待防止の推進が求められています。 こどもの関わり方や子育てに悩みや不安を抱える養育者が増えており、適切な対応が出来るための取組が必要です。							
根拠法令・方針決裁等	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、横浜市子供を虐待から守る条例							
根拠・データ等	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待・相談対応件数 <推移> 2年度12,554件（区役所3,701件、児童相談所8,853件）、3年度11,480件（区役所3,821件、児童相談所7,659件）、4年度12,977件（区役所3,949件、児童相談所9,028件）、5年度14,035件（区役所4,429件、児童相談所9,606件）、6年度13,421件（区役所4,056件、児童相談所9,365件） <p>※個別ケース検討会議の目標値：子ども・子育て支援事業計画第3期計画の量の見込みに合わせ、令和7年度以降の数値を修正しています。</p>							
事業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度：児童虐待防止担当が配置 ・平成23年度：児童虐待・DV対策担当が配置 ・平成26年度：全区こども家庭支援課に「虐待対応調整チーム」を配置 ・平成26年度：「横浜市子供を虐待から守る条例」が施行 ・令和3年度：体罰の禁止が法律で明記されたことに伴い、「横浜市子供を虐待から守る条例」を改正 ・令和3、4年度：「こども家庭総合支援拠点」機能を整備し、「虐待対応調整チーム」に代わり「子どもの権利擁護担当」を配置 ・令和4年度：「こどもに対する体罰等の禁止」を広報啓発する動画を作成 ・令和5、6年度：「こども虐待防止市民サポーター講座」を開催 ・令和6年度：「予期しない妊娠」に関する啓発動画を作成 ・令和7年度：「親子関係形成支援事業」をモデル実施 							
事業開始年度	平成18年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称	8年度	7年度	差引(増減)	増減説明
	1 相談体制の強化及び環境整備	66,077	59,916	6,161	親子関係形成支援事業の実施区が増えることによる委託費の増
	2 要保護児童対策地域協議会の機能強化	88,580	93,051	▲4,471	こども虐待防止市民サポーター講座の実施終了に伴う減
細事業合計		154,657	152,967	1,690	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、 公正・適正に作成しました。	課長 足立 篤彦	係長 藤澤 美穂
--	-------------	-------------

令和8年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	こどもの権利擁護課	新規拡充	■ 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	4
歳出予算科目	一般会計	6 款 3 項	2 目	政策群番号	04	施策群番号 09
事業名称	児童福祉事業諸費					

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和8年度	3,613	468	0	53	0	3,092
令和7年度	5,222	0	0	53	0	5,169
増▲減	▲1,609	468	0	0	0	▲2,077

歳出	令和5年度	令和6年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
予算	事業費	5,556	5,222	6,948	6,948
	市債+一般財源	5,169	5,169	6,395	6,395
決算	事業費	2,482	3,026	6,395	6,395
	市債+一般財源	2,430	2,974		

事業概要 (アクティビティ)	施設入所児童等の発達状況に合わせた健全な心身の鍛錬と、施設間の交流を図るための文化・体育行事や施設職員の専門性を高めるための研修会等について、研修を実施する団体へ補助金を交付します。また、国から委託される調査を5年ごとに実施し、委託調査にかかる費用を支弁します。							
事業指標① (アウトプット)	年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
補助団体数	単位	目標	3	3	3	3	3	3
	か所	実績	3	3	3	3	3	3
事業指標② (アウトカム)	年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
事業実施団体数 (施設入所児童等が健全な心身の発達・育成・向上を図ることができた事業実施数)	単位	目標	3	3	3	3	3	3
	か所	実績	3	3	3	3	3	3
事業目的	施設入所児童等が健全な心身の発達を図ることとあわせ、施設児童間の交流をとおして児童の育成・向上を図るために必要な事業です。施設職員の資質向上と職員間の連携及び親睦を深めることにより、施設入所児童等の待遇向上につながっています。また、国からの委託調査を実施し基礎資料を得ることにより、児童福祉のより一層の充実を図ります。							
背景・課題	県下市町村と連携して事業を行っている。							
根拠法令・方針決裁等	横浜市措置児童福祉文化体育活動補助金交付要綱、横浜市児童福祉施設職員研究会補助金交付要綱、横浜市母子生活支援施設「母と子のつどい」補助金交付要綱							
根拠・データ等	<p>【大会・研究会の開催実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県児童福祉文化体育協会 <実績推移>5年度：9回、6年度：9回、7年度：9回（見込）、8年度：9回（見込） ・神奈川県児童福祉施設職員研究会 <実績推移>5年度：委員会13回・研修会10回、6年度：委員会13回・研修会12回、7年度：委員会10回・研修会10回（見込）、8年度：委員会10回・研修会10回（見込） ・母と子のつどい <実績推移>5年度1回、6年度1回、7年度1回（見込）、8年度1回（見込） 							
事業スケジュール	昭和48年度：事業開始							
事業開始年度	昭和48年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称	8年度	7年度	差引(増減)	増減説明
	1 児童福祉事業諸費	2,676	5,222	▲2,546	実績による減
	2 児童相談所第三者評価	937	0	937	事業開始に伴う増
細事業合計		3,613	5,222	▲1,609	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、 公正・適正に作成しました。	課長	係長	
	真館 裕子	原田 夏美	

令和8年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	こどもの権利擁護課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	5
歳出予算科目	一般会計	6 款 3 項	2 目	政策群番号	08	施策群番号 19
事業名称	女性相談保護事業					

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和8年度	203,101	71,307	1,695	922	0	129,177
令和7年度	190,935	71,094	1,682	949	0	117,210
増▲減	12,166	213	13	▲27	0	11,967

歳出	令和5年度	令和6年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
予算 事業費	132,205	140,094	203,101	203,101	203,101
市債+一般財源	93,674	81,633	129,177	129,177	129,177
決算 事業費	131,738	147,866			
市債+一般財源	82,452	93,973			

事業概要 (アクティビティ)	DVをはじめとする女性の抱える様々な問題に対し、各区福祉保健センターにおける女性福祉相談や、横浜市DV相談支援センターでの相談支援を実施しています。							
事業指標① (アウトプット)	年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
横浜市におけるDV相談件数	単位	目標	5,300	5,300	5,000	5,000	5,000	5,000
	件	実績	4,527	4,691				
事業指標② (アウトカム)	年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
DV等被害者が適切に相談支援に繋がった件数	単位	目標	5,300	5,300	5,000	5,000	5,000	5,000
	件	実績	4,527	4,691				
事業目的	各区福祉保健センターにおいて女性福祉相談を実施し、DVをはじめとする女性の抱える様々な問題に対して相談や自立に向けた支援を行います。また、横浜市DV相談支援センターにおいて、DV被害者等からの相談を実施し、適切な支援につなげていきます。							
背景・課題	横浜市におけるDV相談件数は、令和6年度は4,691件となっており、過去5年の推移をみると年間5,000件前後の相談を受けています。相談件数は横ばいで推移しており、引き続き相談支援は必要です。							
根拠法令・方針決裁等	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、横浜市DV相談支援センター事業実施要綱							
根拠・データ等	横浜市におけるDV相談件数 <実績推移> 5年度: 4,527件、6年度: 4,691件、7年度 (見込み) : 5,000件 一時保護件数 <実績推移> 5年度: 178件、6年度: 156件、7年度 (見込み) : 200件							
事業スケジュール	平成23年度：横浜市DV相談支援センター設置							
事業開始年度	昭和32年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称	8年度	7年度	差引(増減)	増減説明
	1 女性相談保護事業	203,101	190,935	12,166	報酬改定による増
	細事業合計	203,101	190,935	12,166	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、 公正・適正に作成しました。	課長	足立 篤彦	係長	竹内 彩	
--	----	-------	----	------	--

令和8年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	子どもの権利擁護課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	6
歳出予算科目	一般会計	6 款 3 項	2 目	政策群番号	08	施策群番号 19
事業名称	女性緊急一時保護施設等補助事業					

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和8年度	50,338	19,512	0	0	0	30,826
令和7年度	50,338	19,512	0	0	0	30,826
増▲減	0	0	0	0	0	0

歳出	令和5年度	令和6年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
予算	事業費	51,410	52,305	50,338	50,338
	市債+一般財源	31,853	33,577	30,826	30,826
決算	事業費	40,479	47,635	30,826	30,826
	市債+一般財源	26,668	30,155		

事業概要 (アクティビティ)	DV被害者支援のために、DV防止法による委託を受け一時保護を行う民間団体や中期シェルターを運営している団体に対して、補助を行います。 また、被害者等の多様な状況やニーズに添った支援を行うため、外国籍の女性または母子に対する支援を行う団体や「女性のための一時宿泊型相談支援事業」、「生活リスクを抱える女性のための総合相談支援事業」、「退所後支援事業」を実施する民間団体に対し補助を行います。令和5年度からは、「若年女性支援モデル事業」を実施していましたが、令和8年度から本格実施します。								
事業指標① (アウトプット)	年度		5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
横浜市におけるDV相談件数	単位	目標	5,300	5,300	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
	件	実績	4,527	4,691					
事業指標② (アウトカム)	年度		5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
DV等被害者が適切に相談支援に繋がった件数	単位	目標	5,300	5,300	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
	件	実績	4,527	4,691					
事業目的	本市のDV相談は、DVからの避難や離婚に伴う居所の喪失など、相談内容が複雑化しており、対応が困難な事例が増加しています。多様なニーズに対応するため、一時保護に加え、様々な支援方法を充実させ、被害者の多様な状況やニーズに添った支援を行います。								
背景・課題	相談内容の多様化・複雑化が進む状況の中で、民間団体の果たしている役割は、実績から見ても本市のDV対策、女性相談保護事業を補完している状況にあります。また、外国籍の女性または母子への相談支援については、単に言語の問題ではなく、出身国の文化や社会制度の違いなどの複雑な問題を背景としているため、支援には高度な専門性を要します。 また、「若年女性支援モデル事業」の実施を通じて、アウトリーチによる事業周知が相談支援への繋ぎに有効であることや、相談についてはSNS相談に次いで面談での相談に需要があること、相談にすぐにつながることができる環境がより求められていることが分かりました。アウトリーチの強化や、アウトリーチからすぐにその場で相談ができる環境づくりを進めることで、若年女性が抱える課題の早期発見・早期解決につなげていくことが求められています。								
根拠法令・方針決裁等	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、横浜市女性緊急一時保護施設等補助金交付要綱								
根拠・データ等	横浜市におけるDV相談件数 <実績推移> 5年度：4,527件、6年度：4,691件、7年度（見込み）：5,000件 一時保護件数 <実績推移> 5年度：178件、6年度：156件、7年度（見込み）：200件								
事業スケジュール	平成30年度：「生活リスクを抱える女性のための総合相談支援事業」を開始。 令和2年度：「退所後支援事業」を開始。 令和3年度：「女性のための一時宿泊型相談支援事業」を本格実施。 令和5年度：「若年女性支援モデル事業」を開始。								
事業開始年度	昭和32年度								

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称	8年度	7年度	差引(増減)	増減説明
	1 女性緊急一時保護施設等補助事業	50,338	50,338	0	
	細事業合計	50,338	50,338	0	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、 公正・適正に作成しました。	課長 足立 篤彦	係長 竹内 彩	
--	-------------	------------	--

令和8年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	こども家庭課	新規拡充	■ 新規 □ 拡充	事業評価書番号	7
歳出予算科目	一般会計	6 款 3 項	2 目	政策群番号	04	施策群番号 09
事業名称	ひとり親家庭等自立支援事業					

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和8年度	764,859	457,497	47,790	17,303	0	242,269
令和7年度	716,870	405,221	56,400	15,300	0	239,949
増▲減	47,989	52,276	▲8,610	2,003	0	2,320

歳出	令和5年度	令和6年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
予算 事業費	414,366	555,937	763,071	763,071	763,071
市債+一般財源	112,387	184,644	242,269	242,269	242,269
決算 事業費	356,940	446,023			
市債+一般財源	114,084	100,753			

事業概要 (アクティビティ)	ひとり親家庭等の自立を支援するため、資格取得や職業紹介などの就業支援を実施するほか、家庭の状況に応じた子育てや生活支援、子どもへのサポートなど、総合的に事業を進めることにより、世帯の生活の安定と向上を図り、児童の健全な成長につなげます。							
事業指標① (アウトプット)	年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
就労支援計画策定件数	単位	目標	425	425	425	425	425	425
	件	実績	396	317				
事業指標② (アウトカム)	年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
就労支援計画の継続率	単位	目標	90%	90%	90%	90%	90%	90%
	%	実績	84%	80%				
事業目的	<p>【目的】 ひとり親家庭等の自立を促進するため、ひとり親家庭等に対し、生活や就労等に関する総合的な支援を実施することで、世帯の生活の安定と向上を図り、児童の健全な成長につなげます。</p>							
背景・課題	<p>【背景・課題】 ひとり親家庭は低所得の世帯の割合が高いなど、生活中に困難を抱える家庭が多いことから、子どもが将来的に貧困の連鎖に陥りやすい環境にあります。 平成14年度に母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律が成立し、従前の児童扶養手当や母子寡婦福祉資金などの「経済的支援」を中心の支援から、①子育てや生活支援 ②就業支援 ③養育費の確保策 ④経済的支援策の4本柱を基にした、総合的なひとり親家庭への支援が行われるようになりましたが、本市でも国の「母子家庭等総合対策支援事業」の枠組みにより、前記各事業を実施し、ひとり親家庭の経済的・精神的な自立を支援しています。</p>							
根拠法令・方針決裁等	母子及び父子並びに寡婦福祉法							
根拠・データ等	令和2年国勢調査、令和5年度横浜市ひとり親世帯アンケート調査							
事業スケジュール	通年実施							
	<p>【参考】これまでの事業経過 平成16年度：事業開始 平成18年度：母子家庭等就業・自立支援センター事業開始 平成28年度：高等学校卒業程度認定試験合格支援事業、高等職業訓練促進資金貸付事業開始 令和元年度：父子家庭の交流事業、ひとり親の講座事業開始 令和2年度：思春期・接続期支援事業開始 令和3年度：養育費確保支援事業開始、高等職業訓練促進資金貸付事業（住宅支援資金）開始 令和6年度：大学等受験料補助事業、フードサポート事業開始 令和8年度：親子交流支援事業、民間企業と協働した就業・定着までの一体的支援強化事業開始</p>							
事業開始年度	平成16年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称	8年度	7年度	差引(増減)	増減説明
	1 自立支援教育訓練給付金事業	18,474	25,673	▲7,199	支給人数の減による減
	2 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	870	1,166	▲296	支給人数の減による減
	3 高等職業訓練促進給付金等事業	452,675	386,218	66,457	支給月の増による増
	4 高等職業訓練促進資金貸付事業	36,200	36,900	▲700	貸付人数の減による減
	5 日常生活支援事業	47,054	44,053	3,001	利用単価の増による増

6	母子家庭等就業・自立支援センター事業	64,591	73,757	▲9,166	委託費の減
7	思春期・接続期支援事業	30,619	30,550	69	親への相談支援の単価増による増
8	養育費確保・親子交流支援事業	11,200	5,200	6,000	国要綱に基づく新規事業の実施による増
9	情報提供・啓発等事業	31,499	14,060	17,439	国の通知に基づく新規事業の実施による増
10	ひとり親家庭受験料補助事業	69,677	97,293	▲27,616	支給人数の減
11	ひとり親家庭フードサポート事業	2,000	2,000	0	
細事業合計		764,859	716,870	47,989	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、
公正・適正に作成しました。

課長

藤浪 博子

係長

花田 香織

令和8年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	こどもの権利擁護課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	9
歳出予算科目	一般会計	6 款 3 項	2 目	政策群番号	04	施策群番号 09
事業名称	虐待・思春期問題情報研修センター運営費					

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和8年度	809,086	809,086	0	0	0	0
令和7年度	760,365	760,365	0	0	0	0
増▲減	48,721	48,721	0	0	0	0

歳出	令和5年度	令和6年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
予算 事業費	865,048	731,970	809,086	809,086	809,086
市債+一般財源	865,048	731,970	0	0	0
決算 事業費	849,422	760,252			
市債+一般財源	849,422	760,252			

事業概要 (アクティビティ)	本センターを運営する社会福祉法人に対し、全額国庫補助を受けて運営事業費を補助します。							
事業指標① (アウトプット)	年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
専門相談件数	単位	目標	650	650	650	650	650	650
	件	実績	479	407				
事業指標② (アウトカム)	年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
専門研修への参加者	単位	目標	1,800	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
	人	実績	2,078	2,022				
事業目的	児童相談所や児童福祉施設などの専門機関、職員に対して、専門相談、専門研修、情報提供や研究等を行うことにより、全国の児童虐待等への対応の充実強化に繋げます。 なお、国の補助率10/10の事業であり予算・決算上の横浜市負担はありません。							
背景・課題	「虐待・思春期問題情報研修センター」は、全国的課題である児童虐待問題等への対策の一環として、全国唯一の準ナショナルセンターとして全額国庫補助金を受けて設置されました。全国の児童虐待等への対応を充実強化するため、児童相談所や児童福祉施設などの専門機関、職員に対して、専門相談、専門研修、情報提供や研究等の取組を行っています。							
根拠法令・方針決裁等	児童虐待の防止等に関する法律（第4条 国及び地方公共団体の責務等）、児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱							
根拠・データ等	<ul style="list-style-type: none"> 事務費、事務費（運営委員会費・職員配置費・その他の事務費・情報収集提供事業費・専門相談事業費・研修事業費・研究事業費）<実績推移> 5年度198,244千円、6年度246,948千円、7年度224,465千円（見込）、8年度224,986千円（見込） システム管理費・構築閑連費（情報共有システム）<実績推移> 5年度651,178千円、6年度513,304千円、7年度535,900千円（見込）、8年度584,100千円（見込） 							
事業スケジュール	平成14年度：事業開始 令和2年度：情報共有システム開発 令和3年度：情報共有システム運用開始							
事業開始年度	平成14年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称	8年度	7年度	差引(増減)	増減説明
	1 虐待・思春期問題情報研修センター運営費	809,086	760,365	48,721	情報共有システム構築事業費の増
	細事業合計	809,086	760,365	48,721	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、 公正・適正に作成しました。	課長 真館 裕子	係長 矢作 武史
--	-------------	-------------

令和8年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	子どもの権利擁護課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	10
歳出予算科目	一般会計	6 款 3 項	2 目	政策群番号	04	施策群番号 09
事業名称	社会的養護自立支援拠点事業					

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和8年度	79,221	0	23,060	33,100	0	23,061
令和7年度	80,781	23,060	0	34,660	0	23,061
増▲減	▲1,560	▲23,060	23,060	▲1,560	0	0

歳出	令和5年度	令和6年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
予算 事業費	64,453	77,069	79,221	79,221	79,221
市債+一般財源	18,437	24,205	23,061	23,061	23,061
決算 事業費	67,373	72,391			
市債+一般財源	21,367	24,197			

事業概要 (アクティビティ)	施設等入退所者や、虐待を受けた経験がありながらこれまで公的支援につながらなかった者等（以下「社会的養護経験者等」という。）に対し、就労や進学をはじめ、生活全般にわたる支援、相談、情報提供等を行い、児童の安定した生活の実現を後押しします。また、経済的事情により資金の工面が非常に困難な施設等退所後児童を対象に、就労に役立つ資格取得費用の補助や家賃補助、専門学校・大学等進学時初年度納入金の給付及び相談支援を実施し、就職及び進学へ向けた支援を行います。							
事業指標① (アウトプット)	年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
個別支援件数	単位	目標	一	一	2750	2750	2750	2750
	人	実績	831	2750				
事業指標② (アウトカム)	年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
支援計画作成者が所属社会に定着できる割合	単位	目標	90	90	90	90	90	90
	%	実績	90	90				
事業目的	社会的養護経験者等のために、支援、相談、情報提供等を行うことにより、社会的養護経験者等が就労や通学を継続し安定して生活することを目的とします。 社会的養護経験者等に対し、生活全般にわたる相談や支援、情報提供、居場所事業等を行います。また、普通自動車運転免許等の取得費用の補助や家賃の補助、専門学校・大学等進学の際にかかる費用の給付を行います。 社会的養護経験者等が、経済的な理由により、進路が限られることなく、希望の進路を選ぶことが可能になり、また、社会的養護経験者等にとって身近な相談・支援機関となります。							
背景・課題	<p>【課題】 施設等を退所した児童が、社会に出てすぐのタイミングでつまずいたとき、就労や通学を継続できなくなり、そのまま住む場所や生活の基盤を失うことも多く、この時期をどのように支えていくかが課題です。 また、虐待経験がありながらも、これまで公的支援につながらなかった者等を含め、困ったときに誰にも相談できず、社会からドロップアウトしないよう、生活全般を相談できる窓口や支援策の充実等も大きな課題であると認識しています。</p> <p>【背景】 施設は退所前後の相談・援助を行うこととなっていますが、必ずしも十分とは言えない状況のため、市としても退所後児童の自立に向け、アフターケアとして必要な支援内容の検討等を進めてきたところ、国において事業化が図られたこともあり、平成24年度から事業を開始しました。 また、児童福祉法の一部改正により令和6年度からは、施設等を退所した児童に加え、虐待を受けた経験がありながらこれまで公的支援につながらなかった者等も支援の対象となり、それらの社会的養護経験者等が置かれている状況やニーズに照らし合わせて、適切な支援を選択し実施していくことが必要です。</p>							
根拠法令・方針決裁等	こども家庭庁支援局長通知「支家第183号 社会的養護自立支援拠点事業等の実施について」 児童福祉法第41条及び横浜市社会的養護自立支援拠点事業実施要綱 横浜市児童養護施設等退所後児童のための資格等取得支援事業実施要綱							
根拠・データ等	居場所事業の拠点「B4S PORT よこはま」※利用状況（登録者） 5年度：487人 6年度：550人 7年度（見込）：650人 8年度（見込）：780人 ※令和6年8月1日に「よこはまPort For」から名称変更							
事業スケジュール	平成24年度：事業開始 平成25年度：資格取得支援事業開始（資格等取得支援費・大学進学等自立生活資金の一時金・生活資金） 平成27年度：資格取得支援事業における専門学校・大学等初年度納入金開始 平成30年度：継続支援計画作成開始 令和2年度：資格取得支援事業における大学進学等自立生活資金の一時金・生活資金終了 令和3年度：資格取得支援事業における大学進学等自立生活資金の家賃補助開始 令和5年度：医療連携支援開始 令和6年度：社会的養護自立支援拠点事業の開始、社会的養護自立支援実態把握事業実施 令和7年度：法律相談支援及び自立生活支援開始							
事業開始年度	平成24年度							
(単位：千円)								
細事業(事業内訳)	細事業名称		8年度	7年度	差引（増減）	増減説明		
	1	社会的養護自立支援拠点事業	46,121	46,121	0			
	2	資格等取得支援事業	33,100	34,660	▲1,560	資格取得支援費の見込みの減		

細事業合計	79,221	80,781	▲1,560	
本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、 公正・適正に作成しました。	課長 真館 裕子	係長 原田 夏美		

令和8年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	こども家庭課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	11
歳出予算科目	一般会計	6 款 3 項	2 目	政策群番号	04	施策群番号 09
事業名称	特別乗車券交付事業（民営バス、金沢シーサイドライン）					

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和8年度	438,220	0	0	0	0	438,220
令和7年度	457,379	0	0	0	0	457,379
増▲減	▲19,159	0	0	0	0	▲19,159

歳出	令和5年度	令和6年度
事業費	489,824	458,677
市債+一般財源	489,824	458,677
事業費	480,302	451,606
市債+一般財源	480,302	451,606

令和9年度	令和10年度	令和11年度
438,220	438,220	438,220
438,220	438,220	438,220

事業概要 (アクティビティ)	児童扶養手当受給世帯、母子生活支援施設入所世帯の経済的支援として、市営交通機関、民営バス及び金沢シーサイドラインに無料で乗車できる特別乗車券を交付します。							
事業指標① (アウトプット)	年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
特別乗車券交付枚数	単位	目標	14,261	13,512	12,827	12,408	12,408	12,408
	枚	実績	12,827	12,408				
事業指標② (アウトカム)	年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
	単位	目標						
		実績						
事業目的	児童扶養手当受給世帯及び母子生活支援施設入所世帯の生活支援に寄与する。							
背景・課題	対象世帯の経済的負担の軽減を図る。							
根拠法令・方針決裁等	横浜市乗合自動車等特別乗車券交付規則、横浜市乗合自動車等特別乗車券交付事務取扱要領、金沢シーサイドライン福祉特別乗車券交付要綱（平成元年7月5日制定）							
根拠・データ等	前々年度の実績値と見込みによる。							
事業スケジュール	4月・10月 民営バス会社及び株式会社横浜シーサイドラインへ負担金交付 3月 新年度特別乗車券交付 随時 区役所窓口にて有効期限4月～3月の特別乗車券を交付							
事業開始年度	昭和59年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称	8年度	7年度	差引(増減)	増減説明
	1 金沢シーサイドライン乗車券交付事業	27,036	27,119	▲83	発行実績の減による
	2 特別乗車券交付事業（民営バス）	411,184	430,260	▲19,076	発行実績の減による
	細事業合計	438,220	457,379	▲19,159	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、 公正・適正に作成しました。	課長 藤浪 博子	係長 金子 善行	
--	----------	----------	--

令和8年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	子どもの権利擁護課	新規拡充	□ 新規 ■ 拡充	事業評価書番号	12
歳出予算科目	一般会計	6 款 3 項	2 目	政策群番号	04	施策群番号 09
事業名称	子どもの権利擁護体制整備事業					

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和8年度	563,944	288,520	72,130	2,811	0	200,483
令和7年度	486,241	250,801	62,700	2,438	0	170,302
増▲減	77,703	37,719	9,430	373	0	30,181

歳出	令和5年度	令和6年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
予算 事業費	491,075	457,267	563,944	563,944	563,944
市債+一般財源	260,321	133,127	200,483	200,483	200,483
決算 事業費	418,492	452,122			
市債+一般財源	235,012	127,309			

事業概要 (アクティビティ)	18区こども家庭支援課こどもの権利擁護担当が切れ目ない相談・支援を行えるよう、体制の整備、強化等を行います。							
事業指標① (アウトプット)	年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
個別ケース検討会議	単位	目標	1813	1879	1966	1983	1999	2013
	回	実績	1942	1723				
事業指標② (アウトカム)	年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
虐待死の根絶	単位	目標	0	0	0	0	0	0
	人	実績	2	2				
事業目的	令和4年度に全区こども家庭支援課へ拠点機能（令和6年度以降は「児童福祉機能」）を設置しました。各区で切れ目ない相談・支援を行ったため、引き続き体制の整備及び強化を行っていきます。							
背景・課題	平成28年改正児童福祉法において、市町村が児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めることが規定され、平成30年12月策定の「児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）」では、令和4年度までに全市町村に子ども家庭総合支援拠点を設置する目標が掲げされました。その後、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年6月15日法律第66号）において、全ての妊娠婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健（旧子育て世代包括支援センター）・児童福祉（旧子ども家庭総合支援拠点）の両機能が一体的に相談支援を行う機関として「こども家庭センター」の設置に努めることが規定されました。児童福祉機能は、令和4年度に全区（18拠点）に設置を完了し、専門職（会計年度任用職員を含む。）を中心に、妊娠期から子どもの社会的自立に至るまでの包括的・継続的な支援、要支援・要保護児童及び特定妊娠婦等への支援の強化にあたっています。そのため、本市では今後も、①国が示す人員配置基準を踏まえた専門職の配置によって、要保護児童等の支援に専従する「こどもの権利擁護担当」の体制を確保すること、②こども家庭支援課で把握したこどもや家庭への福祉的な支援に関し、組織的に協議する相談支援体制を確保すること、③こども家庭センターの段階的な設置を通じて、切れ目ない支援を実施すること、④児童相談所と連携し、施設退所後の児童等への地域における支援をより強化すること等に取り組む必要があります。							
根拠法令・方針決裁等	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、横浜市子供を虐待から守る条例							
根拠・データ等	国勢調査（横浜市児童人口） 児童虐待相談対応件数							
事業スケジュール	令和4年度：全区こども家庭支援課へ拠点機能（令和6年度以降は「児童福祉機能」）を設置 令和5年度から：全区こども家庭支援課において、通年で拠点機能（令和6年度以降は「児童福祉機能」）を運営							
事業開始年度	令和3年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称		8年度	7年度	差引（増減）	増減説明
	1	子どもの権利擁護体制整備事業	563,944	486,241	77,703	こども支援員の増員による増
	細事業合計		563,944	486,241	77,703	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、 公正・適正に作成しました。	課長	係長	
	足立 篤彦	竹内 彩	

令和8年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	こども家庭課	新規拡充	□ 新規 □ 拡充	事業評価書番号	13
歳出予算科目	一般会計	6 款 3 項	2 目	政策群番号	04	施策群番号 09
事業名称	こども家庭相談事業					

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和8年度	199,031	0	0	900	0	198,131
令和7年度	185,073	21,744	5,436	918	0	156,975
増▲減	13,958	▲21,744	▲5,436	▲18	0	41,156

歳出	令和5年度	令和6年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
予算 事業費	139,605	165,273	199,031	199,031	199,031
市債+一般財源	44,967	155,539	198,131	198,131	198,131
決算 事業費	112,341	139,908			
市債+一般財源	20,340	125,723			

事業概要 (アクティビティ)	こども本人からの相談や妊娠期から思春期までの子育てに関する様々な相談に対して、保健師・助産師や社会福祉職などの専門職が電話相談や来所相談に対応し、情報提供や専門機関への紹介等、適切な支援を行います。							
事業指標① (アウトプット)	年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
こども家庭相談実績	単位	目標	85,000	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000
	件	実績	88,937	93,315				
事業指標② (アウトカム)	年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
必要な時に相談できる環境の確保	単位	目標	100	100	100	100	100	100
	%	実績	100	100				
事業目的	こどもや家庭に関する相談窓口を市民にとって分かりやすい身近な区役所に設置し、同時に、保健師や社会福祉職等の専門職が相談内容に応じて必要な情報提供を行うとともに、こども自身からの相談や子育て等に関する様々な不安や悩みに寄り添い、適切に支援します。また、必要に応じて民生委員・児童委員等の地域関係者や保育所、幼稚園、学校等の関係機関と連携を図ります。							
背景・課題	平成9年10月から令和4年3月まで、区役所では「子ども・家庭支援相談」として、妊娠期から原則18歳までの子育てに関する相談と教育相談に対応していました。令和4年度より、「子ども・家庭支援相談」を発展的に見直し、区役所こども家庭支援課の相談窓口として、保健師や社会福祉職等の専門職が子どもや家庭に関するあらゆる相談に対応する「こども家庭相談」を実施しています。							
根拠法令・方針決裁等	児童福祉法、母子保健法							
根拠・データ等	<p>【根拠とするデータ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こども家庭相談相談実績（令和6年度） 							
事業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもや家庭に関するあらゆる相談に対応をする「こども家庭相談」を実施し、相談者に対して、相談内容に応じた適切な支援や情報提供の実施（通年） ・各区において、市民や関係機関への相談窓口の周知（通年） 							
事業開始年度	令和4年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称	8年度	7年度	差引(増減)	増減説明
	1 こども家庭相談事業	199,031	185,073	13,958	会計年度任用職員の報酬改定による増
	細事業合計	199,031	185,073	13,958	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、 公正・適正に作成しました。	課長	藤浪 博子	係長	角谷 小百合
--	----	-------	----	--------

令和8年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	こども家庭課	新規拡充	□ 新規 ■ 拡充	事業評価書番号	14
歳出予算科目	一般会計	6 款 3 項	2 目	政策群番号	04	施策群番号 09
事業名称	区における相談支援強化事業					

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和8年度	158,419	24,000	1,500	0	0	132,919
令和7年度	129,743	34,058	4,764	0	0	90,921
増▲減	28,676	▲10,058	▲3,264	0	0	41,998

歳出	令和5年度	令和6年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
予算 事業費	49,924	48,839	158,419	158,419	158,419
市債+一般財源	43,544	27,946	132,919	132,919	132,919
決算 事業費	56,916	42,164			
市債+一般財源	51,003	7,260			

事業概要 (アクティビティ)	改正児童福祉法の施行に伴い、各区こども家庭支援課において段階的に「こども家庭センター」機能を設置し、全ての妊産婦・子育て世帯・こどもに対する包括的かつ継続的な相談支援体制の強化を図ります。また、学齢期支援の対応力を高めるため、人材育成に取り組みます。 さらに、新たな児童家庭相談システムの構築や訪問・面談時におけるタブレット端末の活用を通じて、個別支援や地域支援の充実を図るとともに、業務の効率化を推進します。							
事業指標① (アウトプット)	年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
こども家庭センター設置	単位	目標	設置検討	3	6	6	18	18
	区	実績	設置検討	3				
事業指標② (アウトカム)	年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
	単位	目標						
	実績							
事業目的	すべての妊産婦・子育て世帯・こどもに対する包括的かつ継続的な相談支援体制を強化するため、各区こども家庭支援課に「こども家庭センター機能」を設置し、こどもと子育て当事者のニーズに応じた支援計画（サポートプラン）の作成や、地域における子育て支援の基盤づくりを進めます。令和8年度は、6区（鶴見区・港南区・港北区・戸塚区・泉区・瀬谷区）で運営します。また、令和9年度の全区設置に向けて、いじめや不登校、ヤングケアラーなど、こどもを取り巻く深刻な課題に対して、専門職の相談支援スキルを高め、支援の質の向上を目的として研修の充実を図り、人材育成に取り組みます。 さらに、タブレット端末の活用により個別支援の充実を図るとともに、新たな児童家庭相談システムの構築、業務効率化ツールの活用を通じて、こどもと家庭に関する支援情報の一元管理と円滑な情報共有の実現を目指します。これらDXの活用により、職員の業務効率化を推進し、子育て支援のさらなる充実につなげます。							
背景・課題	令和4年に改正された児童福祉法等により市町村は「こども家庭センター」の設置に努めることと規定され、令和6年度からこども家庭センター機能を各区こども家庭支援課に段階的に設置しています。 こども家庭センター機能は、妊産婦や子育て家庭が抱える困難を早期に把握し、関係機関や多様な民間団体と協働して、包括的かつ継続的な支援を推進する役割を担っています。そのため、支援がより必要となるこどもや家庭に対しては、きめ細やかな支援や関係機関との調整など、専門的な支援の充実が求められています。 また、いじめや不登校の児童生徒への福祉的支援、こどもの自殺対策、ヤングケアラーなど、学齢期における複雑かつ複合的な課題に対応していくためには、関係機関との連携を前提としたマネジメント力や調整力の向上が不可欠であり、これらを支える専門職への研修の充実が重要です。 さらに、ノンコア業務の簡素化を図り、コア業務にリソースを集中させることで、個別支援や地域支援により注力できる業務環境を整備する必要があり、DXの活用による業務の効率化を進める必要があります。							
根拠法令・方針決裁等	児童福祉法、母子保健法							
根拠・データ等	【根拠とするデータ】 児童虐待相談対応件数（令和6年度）							
事業スケジュール	・こども家庭センター機能の運営（通年） ・タブレット活用によるオンラインの多言語通訳対応の利用（通年） ・新たな児童家庭相談システムの構築・運用（運用開始 令和9年1月予定） ・相談援助業務に係るタブレットの運用定着（通年） ・人材育成のための職員研修（通年）							
事業開始年度	令和5年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称	8年度	7年度	差引(増減)	増減説明
	1 区における相談支援強化事業	158,419	129,743	28,676	新たな児童家庭相談システム運用のためのデータ移行・連携による増
	細事業合計	158,419	129,743	28,676	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、 公正・適正に作成しました。	課長 藤浪 博子	係長 角谷 小百合	
--	----------	-----------	--

令和8年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	こども家庭課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	15
歳出予算科目	一般会計	6 款 3 項	2 目	政策群番号	04	施策群番号 09
事業名称	ヤングケアラー支援事業					

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和8年度	24,577	7,999	0	0	0	16,578
令和7年度	33,135	11,148	0	0	0	21,987
増▲減	▲8,558	▲3,149	0	0	0	▲5,409

歳出	令和5年度	令和6年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
予算	事業費	41,295	46,881	24,577	24,577
	市債+一般財源	33,765	36,506	16,578	16,578
決算	事業費	36,357	36,003		
	市債+一般財源	26,105	31,200		

事業概要 (アクティビティ)	広報・啓発や支援団体への補助、研修等を推進し、ヤングケアラーの正しい理解を深めるとともに、地域全体で子どもたちを見守り、支える環境づくりを進めていきます。							
事業指標① (アウトプット)	年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
ヤングケアラー支援 研修等の受講者数	単位	目標	800人	1,200人（累計）	2,400人（累計）	3,600人（累計）	4,800人（累計）	6,000人（累計）
	人	実績	998	2,425				
事業指標② (アウトカム)	年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
アンケートでのヤングケアラーを知っている人の割合	単位	目標	55	73	75	80	80	80
	%	実績	70.2	60				
事業目的	ヤングケアラーへの支援については、令和6年6月に公布された「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」において、子ども・若者育成支援推進法が改正され、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーが明記されました。また、ヤングケアラー支援の対象年齢として、18歳未満の子どもだけでなく、おおむね40歳未満の者も支援の対象とされたことにより、年齢による切れ目なく支援を行うことが必要となっています。							
背景・課題	ヤングケアラーは、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象とされています。ヤングケアラー本人や家族が、無自覚でケアラーになっているケースも見受けられるなど、支援の声があがりづらいという課題があります。							
根拠法令・方針決裁等	・子ども・若者育成支援推進法 ・児童福祉法							
根拠・データ等	ヤングケアラーに関する大人を対象とした調査（令和5年度）							
事業スケジュール	・支援団体への補助（通年） ・SNS相談（通年） ・広報・啓発、研修の実施（通年） ・支援体制の構築（通年） ・実態調査の実施（時期未定）							
事業開始年度	令和5年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称	8年度	7年度	差引（増減）	増減説明
	1 ヤングケアラー支援事業	24,577	33,135	▲8,558	広報啓発企画運営の事業内容の見直しによる減
	細事業合計	24,577	33,135	▲8,558	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、 公正・適正に作成しました。	課長 藤浪 博子	係長 花田 香織	
--	-------------	-------------	--

令和8年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	こども家庭課	新規拡充	□ 新規 ■ 拡充	事業評価書番号	16
歳出予算科目	一般会計	6 款 3 項	2 目	政策群番号	02	施策群番号 90
事業名称	妊産婦・乳幼児にかかる災害対策事業					

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和8年度	10,550	0	0	0	0	10,550
令和7年度	6,600	0	0	0	0	6,600
増▲減	3,950	0	0	0	0	3,950

歳出	令和5年度	令和6年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
予算	事業費	3,600	6,000	7,400	7,400
	市債+一般財源	3,600	6,000	7,400	7,400
決算	事業費	3,890	2,012		
	市債+一般財源	3,890	2,012		

事業概要 (アクティビティ)	災害時に母子が安心・安全に避難行動をとれるよう、当事者や地域防災拠点の運営に携わる方等に向けた広報・啓発に取り組みます。また、「横浜市地震防災戦略」に基づき、妊産婦・乳児を対象とした福祉避難所（母子専用型福祉避難所）の確保を進め、避難環境の向上に取り組みます。							
事業指標① (アウトプット) 母子専用型福祉避難所の確保	年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
	単位	目標	一	一	1か所（累計）	4か所（累計）	6か所（累計）	8か所（累計）
事業指標② (アウトカム)	か所	実績	一	一				
	年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
事業目的	単位	目標						
		実績						
背景・課題	妊産婦及び乳幼児については心身の特性上、被害状況の把握や災害時の避難行動及び避難生活などにおいて、より配慮が必要であることを前提に支援することが重要です。そのためには、当事者の備えだけでなく、その特性に応じた支援と周りからの十分な理解及び配慮が必要です。妊産婦及び乳幼児へのさらなる支援を強化していきます。							
根拠法令・方針決裁等	近年、首都直下地震により、膨大な人的・物的被害の発生が予測され、本市においても防災力の強化を目指し様々な対策が取られています。災害対策基本法では乳幼児その他の特に配慮を要するものを「要配慮者」と定義し、国及び地方公共団体は要配慮者に対する防災上必要な措置に関する事項の実施に努めなければならないとしています。また、「横浜市地震防災戦略」において配慮が必要な人（災害時要援護者）への支援として妊産婦・乳幼児への支援が明記されました。加えて、本市の防災計画では「こども青少年局こども福祉保健班（本部）」は、妊産婦・乳幼児・児童・障害児の援護対策計画を策定することが規定されており、乳幼児及び妊産婦には特別な配慮が必要とされています。災害時でも安心して避難所生活を送ることができ、必要な支援を受けられるよう支援の強化を図ります。							
根拠・データ等	前年度の実績による。							
事業スケジュール	令和8年4月～府内外関係者、関係機関との調整 令和8年5月～12月：地域防災拠点運営委員会への訓練実施啓発							
事業開始年度	令和5年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称	8年度	7年度	差引（増減）	増減説明
	1 妊産婦・乳幼児にかかる災害対策事業	10,550	6,600	3,950	母子専用型福祉避難所を設置するための備蓄品購入等による増
	細事業合計	10,550	6,600	3,950	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、 公正・適正に作成しました。	課長 藤浪 博子	係長 新谷 祐樹	
--	-------------	-------------	--

令和8年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	障害児福祉保健課	新規拡充	□ 新規 ■ 拡充	事業評価書番号	17
歳出予算科目	一般会計	6 款 3 項	2 目	政策群番号	07	施策群番号 15
事業名称	障害児通所支援事業					

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和8年度	28,228,603	14,017,595	7,006,548	4,507	0	7,199,953
令和7年度	25,326,673	12,584,409	6,288,830	4,507	0	6,448,927
増▲減	2,901,930	1,433,186	717,718	0	0	751,026

歳出	令和5年度	令和6年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
予算	事業費 20,405,121	22,353,983	30,748,202	32,280,465	35,498,219
	市債+一般財源 5,190,207	5,709,045			
決算	事業費 22,145,648	24,470,052	7,906,128	8,296,288	9,115,624
	市債+一般財源 5,857,959	5,806,889			

事業概要 (アクティビティ)	児童福祉法に基づく障害児通所支援事業、障害児相談支援事業を実施するため、給付費の支給や事業所への研修指導等を行う。							
事業指標① (アウトプット)	年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
事業所数	単位	目標	720	820	900	990	1050	1100
	か所	実績	721	785				
事業指標② (アウトカム)	年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
利用日数/支給決定日数	単位	目標	70	75	80	85	90	95
	%	実績	68	68				
事業目的	<p>【事業目的】 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等）および、障害児通所支援の適切な利用に関する個別の計画を作成する障害児相談支援を実施します。 地域療育センターについては、その専門機能をいかし、地域の療育機関の中核となる児童発達支援センターとして障害児とその家族への相談支援や関係機関支援を児童発達支援と合わせて行います。</p> <p>【効果】 障害児通所支援事業等を利用する児童に対し給付費を支出し、また事業所への支援を充実させることにより、安定的な施設利用を可能とし、障害児世帯が安心して社会生活を営める基盤の構築を進めます。また、事業所向けの研修・指導を行うことでサービスの質の向上を図ります。</p>							
背景・課題	障害児通所支援事業所の増加に伴いサービスの質の維持・向上が課題となっているため、障害児通所支援事業所向けの研修等を実施します。							
根拠法令・方針決裁等	児童福祉法第21条の5の2から同条の5の32							
根拠・データ等	<p>放課後等デイサービス受給者数 R3年度末：8,833人 R4年度末：9,886人 R5年度末：10,870人 R6年度末：11,721人</p>							
事業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年に児童福祉法の改正に伴い旧児童デイサービス等が廃止され、障害児通所支援事業（放課後等デイサービス・児童発達支援・医療型児童発達支援・保育所等訪問支援）及び障害児相談支援が創設 平成30年に居宅訪問型児童発達支援が新たに創設 令和3年に医療的ケア児の基本報酬新設 令和6年に国において報酬等の見直し（3年に1度）、「福祉型」と「医療型」の児童発達支援センターが一元化、障害児通所支援事業等のオンライン申請開始（市民向け） 通年：サービスが必要になった際に福祉保健センターに支給申請 							
事業開始年度	平成24年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称	8年度	7年度	差引(増減)	増減説明
	1 障害児通所支援事業	28,228,603	25,326,673	2,901,930	事業所数や受給者数の増加、運営指導委託件数の増
	細事業合計	28,228,603	25,326,673	2,901,930	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、 公正・適正に作成しました。	課長 高島 友子	係長 山田 一貴	
--	----------	----------	--

令和8年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	障害児福祉保健課	新規拡充	■ 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	18
歳出予算科目	一般会計	6 款 3 項	2 目	政策群番号	07	施策群番号 15
事業名称	障害児制度運営事業					

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和8年度	96,676	13,971	0	0	0	82,705
令和7年度	49,359	0	0	0	0	49,359
増▲減	47,317	13,971	0	0	0	33,346

歳出	令和5年度	令和6年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
予算	事業費	45,660	94,105	96,676	96,676
	市債+一般財源	35,512	83,957	82,705	82,705
決算	事業費	45,391	30,407		
	市債+一般財源	45,391	27,530		

事業概要 (アクティビティ)	児童福祉法における措置費負担金決定事務、障害児通所・入所支援事業の支給決定及び給付事務、障害児通所システムに係わる改修及び運用の実施、障害児施設の指定及び調査など、児童福祉法等に基づく制度運営に必要な経費を執行します。							
事業指標① (アウトプット)	年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
事業所数	単位	目標	720	820	900	990	1050	1100
	か所	実績	721	785				
事業指標② (アウトカム)	年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
必要な支給決定が行われた割合	単位	目標	100	100	100	100	100	100
	%	実績	100	100				
事業目的	障害児支援のための制度を適正に運営するため、以下のとおり執行します。 ・障害児通所システムの改修および運用保守に係る経費 ・障害児入所施設の年度更新に係る経費 ・障害児入所・通所支給申請、決定、請求等に係る事務費 ・区人材育成研修費用 ・障害児施設等の指定及び指定事業者に対する指導監査等に関する経費 ・障害児関連会議等への参加費用							
背景・課題	令和11年度末までの移行を目標とするシステム標準化が控えており、障害児通所支援関係の申請や障害福祉システムがこれらに関連しています。この対応として、システム改修の検討を行っていく必要があります。また令和6年度末よりオンライン申請を開始し、新たに生じる課題等があれば対応していきます。							
根拠法令・方針決裁等	児童福祉法第21条の5の2から同条の5の31・総行第3412号情報システムの標準化・共通化について（通知）							
根拠・データ等	放課後等デイサービス受給者数 R3年度末：8,833人 R4年度末：9,886人 R5年度末：10,870人 R6年度末：11,721人							
事業スケジュール	平成24年：児童福祉法の改正に伴い旧児童デイサービス等が障害児通所支援事業（放課後等デイサービス・児童発達支援・医療型児童発達支援・保育所等訪問支援）及び障害児相談支援に再編成 平成30年：居宅訪問型児童発達支援が追加 令和3年：医療的ケア児の基本報酬新設 令和6年：報酬改定、障害児通所支援事業等のオンライン申請開始（市民向け） (3年に一度国において報酬等の見直し)							
事業開始年度	平成24年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称	8年度	7年度	差引(増減)	増減説明
	1 障害児制度運営事業	96,676	49,359	47,317	区役所の業務見直し、区業務一部集約化の為のシステム改修等による増
	細事業合計	96,676	49,359	47,317	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、 公正・適正に作成しました。	課長 高島 友子	係長 川上 智昭	
--	-------------	-------------	--

令和8年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	障害児福祉保健課	新規拡充	□ 新規 ■ 拡充	事業評価書番号	19
歳出予算科目	一般会計	6 款 3 項	2 目	政策群番号	07	施策群番号 15
事業名称	障害児医療連携支援事業					

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和8年度	83,004	10,862	6,181	0	0	65,961
令和7年度	72,222	1,286	1,393	0	0	69,543
増▲減	10,782	9,576	4,788	0	0	▲3,582

歳出	令和5年度	令和6年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
予算	事業費	61,442	71,671	83,004	83,004
	市債+一般財源	59,268	69,497	65,961	65,961
決算	事業費	44,076	57,141		
	市債+一般財源	41,728	54,464		

事業概要 (アクティビティ)	重症心身障害児・者本人及び家族の在宅生活を支え、医療環境の整備・拡充を図るための各種取組を行います。 また、医療的ケア児・者等のライフステージに応じた医療・福祉・教育等の支援を総合的に調整できる体制の構築や、地域での受入体制の充実等を図ります。							
事業指標① (アウトプット)	年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
横浜型医療的ケア児・者等コーディネーター拠点数	単位	目標	6	6	6	6	6	6
	箇所	実績	6	6				
事業指標② (アウトカム)	年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
支援者養成研修修了者数	単位	目標	50	50	50	50	50	50
	人	実績	57	64				
事業目的	市内には約1,000人の在宅重症心身障害児・者がおり、その数は年々増加するとともに障害の重度化や高齢化をしています。 また、医療技術の進歩等を背景として、N I C U等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器等の医学的管理を要する方も増えていることから、本人及び家族の在宅生活を支えるため、療養環境の整備・拡充を図る必要があります。							
背景・課題	令和3年9月に施行された『医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律』では、医療的ケア児に対して行う保育や教育の体制の拡充の他に、医療的ケア児及びその家族の日常生活における支援や、居住地域にかかわらず適切な支援が受けられるよう、必要な人材を確保するための措置を講ずる責務が定められています。保育所や放課後児童育成事業所等での医療的ケア児の受入に際しては、医療的ケアの知識を持ち、手技を実施できる医療職の確保が必要ですが、ケアの対象が児童であること、また医療機関ではない施設での勤務となるため負担感が強く、十分な人材が確保できておりません。							
根拠法令・方針決裁等	児童福祉法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律、横浜市メディカルショートステイ事業実施要綱、横浜市医療的ケア児・者等コーディネーター拠点運営事業実施要綱、横浜市医療的ケア児・者レスパイト事業実施要綱							
根拠・データ等	<ul style="list-style-type: none"> 市内の在宅重症心身障害児・者数の推移 <推移>令和3年度：1,054人（18歳未満511人・18歳以上543人） 令和4年度：1,095人（18歳未満534人・18歳以上561人） 令和5年度：1,191人（18歳未満598人・18歳以上593人） 令和6年度：1,110人（18歳未満540人・18歳以上570人） 国内の医療的ケア児（推計値）【令和元年度医療的ケア児等の地域支援体制構築に係る担当者合同会議資料「医療的ケアが必要な子どもへの支援の充実に向けて」（令和元年10月11日）】 <推移>平成17年度約1万人、30年度約2万人 首都圏の医療的ケア児数（推計値）【令和元年度医療的ケア児等の地域支援体制構築に係る担当者合同会議資料「医療的ケアが必要な子どもへの支援の充実に向けて」（平成28年10月1日現在）（横浜市の数値は神奈川県立こども医療センター「小児在宅医療患者実数調査（平成27年）」における推計）】 <他都市との比較>東京都2,140人、埼玉県664人、千葉県758人、神奈川県1,094人うち横浜市515人 							
事業スケジュール	令和元年度 医療的ケア児・者等コーディネーター拠点開設 令和2年度 医療的ケア児・者等コーディネーターが配置区を拠点に、全区において支援を開始							
事業開始年度	平成19年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称	8年度	7年度	差引（増減）	増減説明
		0	35,299	▲35,299	
1 メディカルショートステイ事業		0	35,299	▲35,299	医療的ケア児・者等一時預かり事業に統合したことによる減
2 重症心身障害児・者等の在宅生活支援		1,927	2,040	▲113	実施内容の見直しに伴う減
3 医療的ケアを担う看護師等に対する研修		4,800	12,711	▲7,911	一部、医療的ケア児・者等一時預かり事業に統合したことによる減

細事業(事業内訳)	4 医療的ケア児・者等支援促進事業	27,188	22,172	5,016	医療従事者向け移行期医療研修及びコーディネーター養成実施による増
	5 医療的ケア児・者等一時預かり事業	49,089	0	49,089	メディカルショートステイ事業及びレスパイト事業の拡充による増
	細事業合計	83,004	72,222	10,782	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、 公正・適正に作成しました。	課長 高島 友子	係長 永見 徹	
--	-------------	------------	--

令和8年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	障害児福祉保健課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	20
歳出予算科目	一般会計	6 款 3 項	2 目	政策群番号	07	施策群番号 15
事業名称	訓練・介助器具助成事業					

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和8年度	13,939	0	0	0	0	13,939
令和7年度	13,312	0	0	0	0	13,312
増▲減	627	0	0	0	0	627

歳出	令和5年度	令和6年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
予算 事業費	16,183	15,090	13,939	13,939	13,939
市債+一般財源	16,183	15,090	13,939	13,939	13,939
決算 事業費	13,739	15,082			
市債+一般財源	13,739	15,082			

事業概要 (アクティビティ)	横浜市内に在住する在宅の障害児で、器具等の使用による訓練及び介助効果等が期待できる者に対し、訓練器具、自助具、介助用具の購入費用の一部又は全部を助成します。							
事業指標① (アウトプット)	年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
助成件数	単位	目標	720	720	639	587	587	587
	件	実績	639	587				
事業指標② (アウトカム)	年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
助成費用	単位	目標	14,973	14,973	13,312	13,631	13,631	13,631
	千円	実績	13,739	14,982				
事業目的	横浜市訓練・介助器具助成事業は、心身に障害のある 18 歳未満の児童に対して、訓練器具、自助具又は介助用具の購入費用の一部又は全部を助成することにより、障害児の自立及び社会生活の支援を図ることを目的としています。							
背景・課題	障害があるにも関わらず、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者手帳、横浜市療育手帳制度実施要綱に基づく療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けるに至らない程度の障害児は、国の補装具費支給制度や日常生活用具給付等事業の助成をほぼ受けられません。そのため、本事業においては、手帳の所有の有無に関わらず、療育若しくは医療の提供を継続して受けている障害児に対し、器具等の助成を行います。							
根拠法令・方針決裁等	横浜市訓練・介助器具助成事業実施要綱							
根拠・データ等	<助成件数> 令和5年度639件、令和6年度587件、令和7年度639件（見込み）、令和8年度587件（見込み） <助成金額> 令和5年度13,739千円、令和6年度14,982千円、令和7年度13,312千円（見込み）、令和8年度13,631千円（見込み） <平均単価> 令和5年度22,000円、令和6年度25,523円、令和7年度20,833円（見込み）、令和8年度23,221円（見込み）							
事業スケジュール	昭和56年度 事業開始 平成19年度 取扱機関の追加（重症心身障害児（者）施設サルビア） 平成22年度 視力補助具助成額変更 平成24年度 助成対象器具の追加（防音保護具） 平成28年度 聴力補助具助成額変更							
事業開始年度	昭和56年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称	8年度	7年度	差引(増減)	増減説明
	1 訓練・介助器具助成事業	13,939	13,312	627	実績に伴う増
	細事業合計	13,939	13,312	627	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、 公正・適正に作成しました。	課長	高島 友子	係長	住吉 孝仁
--	----	-------	----	-------

令和8年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	障害児福祉保健課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	21
歳出予算科目	一般会計	6 款 3 項	2 目	政策群番号	07	施策群番号 15
事業名称	障害児地域訓練会運営費助成事業					

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和8年度	71,648	17,697	8,812	0	0	45,139
令和7年度	73,996	13,922	6,985	0	0	53,089
増▲減	▲2,348	3,775	1,827	0	0	▲7,950

歳出	令和5年度	令和6年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
予算	事業費	70,474	71,603	71,648	71,648
	市債+一般財源	70,474	50,917	45,139	45,139
決算	事業費	57,412	62,331	45,139	45,139
	市債+一般財源	57,412	39,245		

事業概要 (アクティビティ)	障害児の保護者が行う、障害児の保育や訓練等集団活動、地域への啓発・交流活動、親の学習支援等の活動について、運営費の助成及び運営支援を行う「障害児地域訓練会運営費助成」と、障害児地域訓練会の経験豊富な会員（障害児の親等）の助言活動等を助成する「地域生活支援事業」により、障害児の家族支援を行います。 横浜市は横浜市社会福祉協議会に対し、補助金を交付し、団体活動を支援しています。							
事業指標① (アウトプット)	年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
助成対象団体数	単位	目標	46	46	46	46	46	45
	団体	実績	42	41				
事業指標② (アウトカム)	年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
各団体が実施する訓練会の参加者数	単位	目標	500	500	500	500	500	500
	人	実績	408	398				
事業目的	地域療育センターや放課後等デイサービス等の障害児福祉支援もありますが、障害児地域訓練会は保護者同士の交流の場として機能し、当事者力や地域力を高めるものとして意義が高いと考えられます。 障害児の保護者にとって、不安や悩みを相談し、様々な情報を共有し、子どもを含め当事者力を高める場として障害児地域訓練会が重要な機能を果たしており、団体への継続的な支援が必要です。							
背景・課題	障害児地域訓練会は地域療育センターが整備される以前から、障害児（幼児・学童）の地域における療育活動等の場として、障害児の保護者等が自主的に組織化し活動が始まり、本事業ではその団体活動を支援しています。							
根拠法令・方針決裁等	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会補助金交付要綱							
根拠・データ等	補助実績（補助団体数：助成額【運営費助成事業及び地域生活支援事業】※決算） 令和5年度 42団体：36,057千円、令和6年度 41団体：40,779千円							
事業スケジュール	・昭和48年度～：障害児地域訓練会運営費助成事業開始 ・平成24年度～：地域生活支援事業開始 ・令和2年度～：新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、市社協において障害児地域訓練会の運営費に関する助成基準を改正 ・4月～：市社協から補助の申請、交付決定							
事業開始年度	昭和48年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称	8年度	7年度	差引(増減)	増減説明
	1 障害児地域訓練会運営費助成事業	71,648	73,996	▲2,348	助成団体数見込みの減のため
	細事業合計	71,648	73,996	▲2,348	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、 公正・適正に作成しました。	課長	係長	
	高島 友子	永見 徹	

令和8年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	障害児福祉保健課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	22
歳出予算科目	一般会計	6 款 3 項	2 目	政策群番号	07	施策群番号 15
事業名称	学齢後期障害児支援事業					

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和8年度	234,879	58,589	28,309	0	0	147,981
令和7年度	234,370	75,159	37,463	0	0	121,748
増▲減	509	▲16,570	▲9,154	0	0	26,233

歳出	令和5年度	令和6年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
予算 事業費	142,336	292,941	234,879	234,879	234,879
市債+一般財源	95,471	165,083	147,981	147,981	147,981
決算 事業費	149,462	235,929			
市債+一般財源	96,868	148,680			

事業概要 (アクティビティ)	中学校・高校生年代（学齢後期）の発達障害児等が成人期を迎えたときに円滑な自立生活を行えるよう、学齢後期の発達障害児等及びその家族等からの相談に応じ、専門的な指導又は助言を行うとともに、関係機関との連携等により、発達障害に起因する諸問題の解決に向けた支援を行います。							
事業指標① (アウトプット)	年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
相談対応延べ件数	単位	目標	7,200	8,000	8,500	9,000	9,000	9,000
	件	実績	7,080	6,954				
事業指標② (アウトカム)	年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
	単位	目標						
		実績						
事業目的	学齢後期の発達障害児等を対象とした専門機関による相談・診療の場を確保し、発達障害に起因する二次的な障害（不登校、引きこもり、自傷・他傷など）を防ぎ、成人期を迎えた時に円滑な自立生活を行えるよう、支援をすることを目的としています。							
背景・課題	発達障害児等に相談支援や診療を提供できる社会資源は少なく、課題となっています。特に思春期を迎える年代である学齢後期においては、より複雑化する人間関係や進路の問題などをきっかけとして問題が顕在化することも少なくありません。事業の相談件数は増加傾向にあり、令和元年度以降も7,000件程度（相談）で高止まりしている他、教育機関（主に一般校）をはじめとする、関係機関の支援のニーズも高まっています。							
根拠法令・方針決裁等	発達障害者支援法、横浜市学齢後期障害児支援事業実施要綱							
根拠・データ等	<ul style="list-style-type: none"> 相談件数等実績（4事業所合計） 令和2年度 新規利用者数740人 相談等対応延べ件数16,569件 関係機関支援2,156件 令和3年度 新規利用者数966人 相談等対応延べ件数17,087件 関係機関支援1,961件 令和4年度 新規利用者数879人 相談等対応延べ件数15,227件 関係機関支援1,843件 令和5年度 新規利用者数1,156人 相談等対応延べ件数16,045件 関係機関支援1,933件 令和6年度 新規利用者数1,131人 相談等対応延べ件数16,193件 関係機関支援1,858件 							
事業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> 平成13年度：小児療育相談センターにおいて中高生を対象とした相談・診療を行う事業として「学齢後期障害児支援事業」を開始 平成20年度：横浜市リハビリテーションセンターにおいて事業を開始 平成25年度：学齢後期発達相談室くらすにおいて事業を開始 令和2年度：障害者施策推進協議会への諮問に対する答申が提出 「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者への具体的な施策の展開について」 令和3年度～：答申の内容を踏まえた、事業の体制強化に関して検討を開始 令和5年度：1月より4箇所目開所 							
事業開始年度	平成13年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称		8年度	7年度	差引(増減)	増減説明
	1	自閉症啓発デー	370	370	0	
	2	学齢後期障害児支援事業	234,509	234,000	509	事業費の見直しに伴う増
		細事業合計	234,879	234,370	509	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、 公正・適正に作成しました。	課長	高島 友子	係長	坂井 千月	
--	----	-------	----	-------	--

令和8年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	障害児福祉保健課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	23
歳出予算科目	一般会計	6 款 3 項	2 目	政策群番号	07	施策群番号 15
事業名称	身体障害者奨学金支給事業					

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和8年度	3,527	0	0	0	0	3,527
令和7年度	6,412	0	0	0	0	6,412
増▲減	▲2,885	0	0	0	0	▲2,885

歳出	令和5年度	令和6年度		令和9年度	令和10年度	令和11年度
				3,527	3,527	3,527
予算	事業費	6,412	6,412	3,527	3,527	3,527
	市債+一般財源	6,412	6,412			
決算	事業費	3,707	3,255	3,527	3,527	3,527
	市債+一般財源	3,707	3,255			

事業概要 (アクティビティ)	経済的理由により就学が困難な身体障害児・者に対し、学資を支給することにより社会的自立を促進します。							
事業指標① (アウトプット)	年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
支給対象件数（奨学生応募者数）	単位	目標	39	39	39	21	21	21
	人	実績	21	17				
事業指標② (アウトカム)	年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
奨学生を必要とする方が支給を受けることができる割合	単位	目標	100	100	100	100	100	100
	%	実績	100	100				
事業目的	本奨学生を活用することで身体障害児・者の修学を援助し、社会的自立を促進します。 成績が優秀であるにもかかわらず、経済的理由から就学が困難な身体障害児・者が、進学により、社会的自立に必要な知識や就業に必要な技術を身に着けることが期待されます。							
背景・課題	奨学生制度は、日本学生支援機構の奨学生や横浜市社会福祉協議会の生活福祉資金制度における教育支援資金等、貸与型の奨学生は複数ありますが、支給型の奨学生は、他に教育委員会の「横浜市高等学校奨学生制度」があるのみです。また、「横浜市高等学校奨学生制度」は対象が幅広く、障害者のみを対象としたものではありません。							
根拠法令・方針決裁等	横浜市身体障害者奨学生支給規則、横浜市身体障害者奨学生支給要綱							
根拠・データ等	実績（奨学生採用者数及び決算額） 平成29年度 44名：8,019千円、平成30年度 44名：7,224千円、令和元年度 38名：5,925千円、令和2年度 44名：6,980千円、令和3年度 35名：5,704千円 令和4年度 25名：4,548千円 令和5年度 21名：3,707千円 令和6年度 17名：3,255千円							
事業スケジュール	・昭和39年度：事業開始 ・平成24年度：規則改正により審査委員会の廃止 公立高校の授業料無償化に伴い、公立高校を対象から除外 ・令和4年度：規則改正により、教育職員免許法に定める教員養成機関を対象に追加 ・4月～申請受付							
事業開始年度	昭和39年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称		8年度	7年度	差引(増減)	増減説明
	1	身体障害者奨学生支給事業	3,527	6,412	▲2,885	過年度の申請実績を踏まえた減
	細事業合計		3,527	6,412	▲2,885	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長	高島 友子	係長	住吉 孝仁
------------------------------------	----	-------	----	-------

令和8年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	障害児福祉保健課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	25
歳出予算科目	一般会計	6 款 3 項	2 目	政策群番号	07	施策群番号 15
事業名称	こどもの人権を守るために環境整備事業（障害児通所支援等）					

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和8年度	30,000	19,900	0	0	0	10,100
令和7年度	30,000	19,900	0	0	0	10,100
増▲減	0	0	0	0	0	0

歳出	令和5年度	令和6年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
予算	事業費 0	0	0	0	0
市債+一般財源	0	0	0	0	0
決算	事業費 0	2,852	0	0	0
	市債+一般財源 0	▲41,698			

事業概要 (アクティビティ)	性被害防止対策やこどものプライバシー保護を目的として、パーテーションや簡易更衣室等の設置費等、こどもの人権を守る環境整備に要する経費に対し、補助金を交付します。							
事業指標① (アウトプット)	年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
申請件数	単位	目標	—	—	400	400	—	—
	か所	実績	—	62				
事業指標② (アウトカム)	年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
交付決定数	単位	目標	—	—	100	100	—	—
	%	実績	—	4.2				
事業目的	すべての子どもが安心して過ごせる社会の実現に向け、障害児通所支援事業所等に対し性被害防止対策に係る設備等支援を行い、性被害防止対策やこどものプライバシー保護を強化することを目的とします。							
背景・課題	施設職員等による性的虐待を含む虐待案件が依然として発生しており、虐待発生予防から早期発見、迅速な対応、再発防止等の取組を総合的に進める必要があります。被害に遭っても、それを性被害であると認識できない、被害を受けても声を上げにくい等の理由から適切な支援を受けることが難しい状況があることから「すべての子ども・若者が安心して過ごせる社会の実現」のために、より一層、対策の強化が求められています。							
根拠法令・方針決裁等	障害児通所支援事業等及び学齢後期障害児支援事業所におけるこどもの人権を守るために環境整備事業費補助金交付要綱							
根拠・データ等	障害児通所支援事業所等（令和7年7月末時点） 放課後等デイサービス 528か所 児童発達支援 320か所 障害児訪問系支援 189か所 学齢後期事業所 4か所 ※既存施設の40%+新規事業所の50%を想定							
事業スケジュール	令和8年5月頃 事業所向け案内開始 令和8年6月頃 申請受付 令和8年12月頃 申請締切・交付決定 令和9年2月頃 交付完了							
事業開始年度	令和6年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称	8年度	7年度	差引(増減)	増減説明
	1 こどもの人権を守るために環境整備事業（障害児通所支援等）	30,000	30,000	0	
	細事業合計	30,000	30,000	0	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、 公正・適正に作成しました。	課長	係長	
	高島 友子	住吉 孝仁	